いなばのジビエロゴマーク等利用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、いなばのジビエ推進協議会(以下、「協議会」という。)のいなばのジビエロ ゴマーク、キャラクター及びのぼり(以下、「ロゴマーク等」という。)の利用について、必要な 事項を定めるものである。

(目的)

第2条 ロゴマーク等の利用は、原則として県産猪肉・鹿肉に対する消費者の信頼を高め、その 普及と消費拡大を図りながら地場産業の振興と発展に寄与することを目的とする。

(デザイン)

第3条 ロゴマーク等のデザインは別紙のとおりとする。

(権限)

第4条 ロゴマーク等にかかる一切の権限は協議会に属する。

(用涂)

- 第5条 ロゴマーク等の用途は以下のとおりとする。
- (1) リーフレット、パンフレット、ポスター等の印刷物
- (2) 立て看板、のぼり旗、横断幕、小物等のPRグッズ(精肉、加工品等のパッケージは除く)
- (3) 飲食店メニュー
- (4) ホームページ等のデジタルコンテンツ
- (5) その他、協議会が認めたもの

(利用対象者)

- 第6条 ロゴマーク等を利用できる者は、次の各号に掲げる者に限る。
- (1) 協議会および協議会会員
- (2) 報道機関(報道または広報の目的で利用するときに限る)
- (3) その他、協議会が認めた者

(利用料及び制作費)

第7条 ロゴマーク等の利用にかかる料金は徴収しない。ただし、制作にかかる費用は利用者の 負担とする。

(利用申請)

第8条 ロゴマーク等の利用を希望するときは、様式1に示す利用申込書に必要事項を記入のうえ、協議会会長(以下、「会長」という)に提出することとする。

(利用の承諾)

- 第9条 会長は申請内容を審査し、適当と認められるときは様式2に示す利用承諾書を申請者に 送付することとする。
- 2 利用承諾に際し、会長は必要に応じて条件を付けることがある。

(利用上の条件)

- 第10条 ロゴマーク等の利用に当たり、次の号のとおり条件を定める。
- (1) ロゴマーク等のデザインは、協議会が提供するデータを使用することとし、みだりに改変して使用することはできない。ただし、印刷物のデザイン上、単色印刷を選択しても差し支えない。
- (2) ロゴマーク等の利用は標準的な商標利用の慣行に照らして行うものとし、ロゴマーク等の 機能を損なったり権利の喪失を招いたりすることのないように努めること。
- (3) ロゴマーク等の無断使用は認めない。
- (4) ロゴマーク等の特定の個人、政党、宗教団体、暴力団の支援活動等への使用は認めない。
- (5) ロゴマーク等の利用に関する権利の第三者への譲渡、担保提供若しくは店貸又は代理使用は認めない。

(利用承諾の取消等)

第11条 会長は、利用承諾を受けた者(以下「利用者」という。)がこの要領に違反した場合は、 利用承諾の取消及び是正のための措置をとる。

(利用者の義務)

- 第12条 利用者は、第三者が著作権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに協議会へ報告すること。
- 2 利用者は、協議会から要請がある場合、ロゴマーク等の利用実態の報告を行うこと。

(苦情等への対応)

第13条 利用者は、ロゴマーク等の利用に起因した苦情等が生じた場合は、協議会と協力して 対応すること。ただし、その費用は利用者の負担とする。

(損失補償等の責任)

第14条 協議会はロゴマーク等の利用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

- 第15条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク等の利用に関して必要な事項については別に定める。
- 2 この要領は、協議会により事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がある。

附則

この要領は、平成25年2月13日から施行する。

別紙 (第3条関係) いなばのジビエロゴマーク等

1. いなばのジビエロゴマーク



2. いなばのジビエキャラクター





エンジ

3. いなばのジビエのぼり



いなばのジビエロゴマーク等利用申込書

平成 年 月 日

いなばのジビエ連絡協議会会長 様

申込者 (所在地)

(名 称)

(代表者)

印

「いなばのジビエロゴマーク等利用取扱要領」を承諾の上、下記のとおり利用を申し込みます。

記

1. ロゴマーク等の利用内容等(該当箇所にチェック)

利用内容		種別	制作予定数
□印刷物()		
□PR グッズ()		
□飲食店メニュー()		
□デジタルコンテンツ ()		_
□その他()		

- ※ カッコ内には具体的な制作物を記入
- ※ 種別欄には、ロゴマーク、キャラクター(紫・エンジ)、のぼり (紫・エンジ) のいずれかを記入
- 2. 利用目的等

利用目的				
利用期間				

3. 問い合せ先

部署名		
HASHAH		
担当者名		
電話番号	FAX	
Eメール		

4. 主な取引先 (加工品販売や飲食店営業にかかる申請の場合)

いなばのジビエロゴマーク等利用承諾書

平成 年 月 日

(申込者) 様

いなばのジビエ推進協議会会長

平成 年 月 日付けで申し込みのあったいなばのジビエロゴマーク等の利用について、承諾します。

なお、利用に当たっては利用取扱要領を遵守してください。 また、成果物が完成後、その現物あるいは写真を協議会へ提出してください。

記

許諾番号

いなばのジビエロゴマーク等利用基準

(趣 旨)

第1条 この利用基準は、いなばのジビエロゴマーク等利用取扱要領第15条の規定に基づき、 ロゴマーク等の使用について、要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となるジビエ)

- 第2条 ロゴマーク等利用の対象となるジビエは、鳥取県内で捕獲され、協議会の承認した以下 の施設で処理された猪肉および鹿肉に限る。
 - 1. 久松商事(鳥取市下味野 代表:宮部次郎)
 - 2. 鹿野町イノシシ食肉解体処理施設(鳥取市鹿野町鹿野 代表:鳥取市長 竹内功)
 - 3. 北村イノシシ・シカ食肉解体処理施設(鳥取市河原町北村 代表:上原和彦)
 - 4. 猪鹿庵 (ジビエアン) (八頭郡若桜町若桜 代表:河戸健)
 - 5. フォレスト姫宮 (八頭郡八頭町東 代表:北本頼隆)

(利用対象者)

- 第3条 利用対象者は、以下の要件をすべて満たしている者に限る。
 - 1. いなばのジビエのブランド化に協力し、県産猪肉・鹿肉を積極的に利用、販売、PRする意志があること
 - 2. 協議会により広く一般に紹介されることを承諾すること
 - 3. 食品衛生法及び関連法令を遵守していること
 - 4. (申請者が飲食店の場合)使用する食材の産地が消費者に分かりやすく表示されていること(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業を営む者及びこれに準ずると認められる者を除く。)

附則

この利用基準は、平成25年2月13日から施行する。